

第 14 回 日本国憲法の生成と展開 (2)

今回は、わが国の憲法が、これまでどのように発展してきたか、そして、これからどのように展開していくのかについて、考えてみましょう。

これまでの講義のまとめに代えて、日本国憲法をめぐる歴史を振り返り、将来を展望することとします。

3. 日本国憲法の行方

- ・ 1955 (昭和 30) 年、自由民主党と日本社会党が発足し、それ以降、自民党が単独で政権を掌握し、一方、社会党は国会の 3 分の 1 の議席を確保しようとした。1993 (平成 3) 年、自民党内の分裂により、非自民連立政権²²が発足し、いわゆる 55 年体制は実質的に崩壊した。しかし、連立から社会党が離脱し、翌年 6 月、自社さ連立政権²³が発足した。その後、政権は、自民単独、自自²⁴、自自公、自公保²⁵、自公と続く。社会党は、社会民主党と改称し、支持者・団体と所属議員の多くは民主党に移った。2009 (平成 21) 年夏の政権交代で、民主党・社民党・国民新党²⁶の連立政権が誕生した (翌年に社民党が連立から離脱した)。2012 (平成 24) 年冬の総選挙で、民主党は下野し、再び自民・公明両党が政権を奪還した (民主党は、2016 (平成 28) 年 3 月に民進党と改称し、その議員の半数は 2017 (平成 29) 年 10 月に発足した立憲民主党に、残りの半数は民進党の後継政党である国民民主党に所属することとなった)。
- ・ 1957 (昭和 32) 年 7 月、日本国憲法に検討を加え、関係諸問題を調査審議するため、内閣に憲法調査会が設置された。当時の最大野党であった社会党は、憲法調査会の設置に反対し、調査会への参加も拒絶した。そして、内閣の憲法調査会は、1964 (昭和 39) 年 7 月、報告書をまとめ、内閣に (内閣を通じて国会に対しても) 提出した。

²² 社会党、公明党、新生党 (自民党から離党した議員によって組織される)、日本新党、民社党、新党さきがけ (自民党から離党した議員によって組織される)、社会民主連合 (社会党から離党した議員によって組織される)、民主改革連合 (参議院院内会派) からなる。

²³ 自民党、社会党、新党さきがけの 3 党連立政権である。一方、下野した前政権を構成していた各政党は、政権交代可能な二大政党制を企図して、新進党を結党した。

²⁴ 自民党と、新進党から離党した議員によって組織された自由党との連立政権である。

²⁵ 自民党、公明党、連立を離脱した自由党から離党した議員によって組織された保守党 (後に保守新党に改称し、自民党に合流した) の 3 党連立政権である。

²⁶ 2005 年夏のいわゆる郵政選挙の際に、郵政民営化に反対し自民党を離党した議員によって組織された。2013 年 3 月に解党した。

- ・ 2000（平成 11）年 1 月、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うため、国会の各議院に憲法調査会が設置された。最大野党の民主党は、憲法調査会の設置に賛成したが、社民党と共産党は、設置に反対した。そして、各議院の調査会は、2005（平成 17）年 4 月、報告書をまとめ、各議院の議長に提出した。
- ・ 日本国憲法 96 条は、憲法改正のための手続を法律で定めることを規定しているが、憲法制定後、暫時、その手続法は制定されなかった。しかし、2007（平成 19）年 5 月、憲法改正国民投票法²⁷が制定された。与党である自民党と公明党が提出した法律案に対して、野党である民主党は対案²⁸を提出し、政策の調整が図られていたが、最終的に民主党が調整から離脱し、両案を併合する与党提出の修正案が、法律として成立した（民主党、共産党、社民党などの野党は反対した）。

4. 憲法改正権の限界

- ・ 憲法改正とは、憲法に定められた改正手続に従い、憲法典中の前文または本文の個別条項を修正・削除・追加し、または条項を新設し増補することによって、憲法を形式的に改変することをいう。
- ・ 形式的な改正手続をとらずに、現実社会において、憲法規範の本来の意味を変更するような現実が生起し、それが一定の段階に達したとき、憲法改正と同様の法的効果が生ずると解することができるか否かについては、争いがある。
- ・ 日本国憲法 96 条は、憲法改正手続を次のように定める。(1) 国会が、各議院の総議員の 3 分の 2 以上の賛成で発議する。(2) 国民投票によって、過半数の賛成で、承認される。(3) 天皇が、国民の名で、公布する。
- ・ 憲法改正権に法的な限界があるか否かについては、議論が分かれている。改正手続によればどのような改正もできるという改正無限界説もあるが、改正手続によっても一定の事項については改正できないとする改正限界説が通説である。

以上で、憲法の統治機構論の講義を終えます。期末試験まで時間がありますので、これまで学んだことをきちんと整理して、試験では、学習の成果を発揮してください。

²⁷ 日本国憲法の改正手続に関する法律。

²⁸ 日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案。憲法改正に限らず、国政における重要な問題に係る案件について、国民の賛否を問う投票を行うことを認めるものであった（ただし、投票結果に法的拘束力はない）。